

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例について

1 主旨

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法に基づき、3年間を一期として策定する事業計画にて定めるサービスごとの保険給付に要する費用（保険給付費）及び地域支援事業の費用の見込額等とともに、第1号被保険者の所得の分布状況の見通し並びに国庫負担等の額等を踏まえ、政令で定める基準に従って条例にて定める必要がある。そのため、令和2年度までの実績を踏まえて、介護保険料の設定に必要な第8期の推計を行った。その上で第8期介護保険料設定の考え方に基づき所得段階別の介護保険料を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

2 第7期の保険料設定時の見込み量と実績（詳細は参考資料1参照）

要介護・要支援認定者数の実績は見込み量を下回っている状況にある。全体の認定率は上昇しているが、認定率が低下している年齢階層が見受けられる。要介護度別の認定者数では、「要支援1～要介護2」の割合が増加しており、「要介護5」の人数は横ばいの状態が継続している。

認定者数の伸びの低下などにより、保険給付費の実績も見込み量を下回っている。このため、財源である介護保険料の必要総額も減少し、その結果、介護給付費準備基金の積立額が増えている状況にある。

3 第8期の介護保険料設定のための推計（詳細は参考資料2参照）

第8期は、第7期の状況を踏まえ、以下の通り推計している。

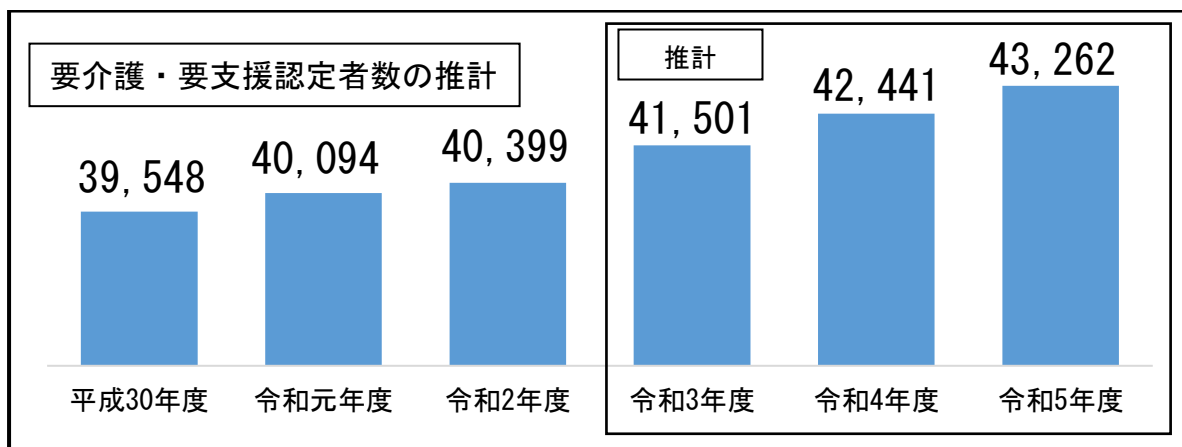
(1) 第1号被保険者の推計

「世田谷区将来人口推計」をベースに第1号被保険者数を推計すると、第8期では前期高齢者（65～74歳）は令和4年度以降減少するが、75歳以上の後期高齢者及び合計人数は増加することを見込んだ。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				推計		
第1号被保険者	183,939	185,044	186,381	187,909	189,165	190,713
前期高齢者	87,609	86,483	86,830	87,177	84,899	82,707
後期高齢者	96,330	98,561	99,551	100,732	104,266	108,006
75～79歳	34,633	36,246	35,723	35,095	37,057	39,392
80～84歳	28,696	28,206	28,007	28,476	28,820	29,658
85～89歳	19,843	20,254	21,188	21,865	22,281	22,149
90歳以上	13,158	13,855	14,633	15,296	16,108	16,807
第2号被保険者	328,718	334,907	340,413	345,088	348,809	351,540
合計	512,657	519,951	526,794	532,997	537,974	542,253

(2) 要介護・要支援認定者の推計

過去の動向等を踏まえた性別・年齢階層別の「認定率」と各年度の被保険者数を乗じて認定者数を推計すると、令和3年度以降も認定者数は増加し、全体の認定率は上昇することを見込んだ。一方、75～89歳の年齢階層別の認定率の低下傾向は令和3年度以降も継続していくと見込んだ。



(3) 保険給付費等及び地域支援事業の推計

認定者数の増加とともに、保険給付費も増加することを見込んだ。また、介護保険制度改正や令和3年度の介護報酬改定（+約0.7%）の影響分を反映した。

地域支援事業については、認定者数等の推計を反映するとともに、各事業担当課で見込んだ費用を反映した。

保険給付費等及び地域支援事業の見込み

単位:百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険給付費（標準給付費）	63,461	65,694	67,927
地域支援事業費	3,075	3,138	3,211

(4) 第1号被保険者の所得の分布状況

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等は、第1号被保険者の所得分布にも影響を及ぼすと考えられる。そのため、年金以外の所得がある被保険者のうち一部の方の所得が減少すると仮定し推計した。

(5) 国庫負担等の額

介護保険料及び公費の負担割合は第7期と同じ割合となっている。

国の財政調整交付金は、各区市町村の所得分布の状況等により交付される割合が変動するが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等の影響により推計が困難なことから、第7期と同程度の交付割合とした。

4 第8期介護保険料設定の考え方

(1) 低所得者等への配慮

介護保険制度の持続可能性のためには、低所得者等に配慮した保険料設定が必要である。第7期では、消費税率の引き上げによる増収分を活用した低所得者対策により、第1～第4段階の保険料率を引き下げたが、第8期においても低所得者対策を継続する。その上で、他の段階への影響を考慮しながら、一部の段階の保険料率の引き下げを行う。

また、区独自で実施している保険料負担の減額制度においても、更なる低所得者等への配慮を行うため、第3段階の保険料率の引き下げを行う。

(2) 保険料段階

区では負担能力(所得)に応じた保険料の累進性を高めるため、保険料段階の細分化を行ってきた。保険料の累進性を高めることは保険料(基準額)の上昇の抑制に効果があるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等の影響により、保険料段階別の人数構成比が変動することを見込んでいることなどから、第8期においては第7期と同様の17段階とする。

(3) 介護給付費準備基金の活用

事業計画期間内の給付費等の第1号被保険者の負担分は、計画期間内の保険料収入でまかなうことを原則としている。一方、給付費等の実績が見込み量より少なかった場合や介護保険料の収入実績が見込みより多かった場合、差分の介護保険料は、介護給付費準備基金(以下、「基金」という。)に積み立て、次期計画以降の保険料必要額に充当することで保険料の上昇抑制を図ることができる。

第7期では、第6期末の基金残高(約36億9千万円見込み)のうち、約26億5千万円を保険料必要額に充当し、保険料基準額を344円引き下げた。

第7期末の基金残高は、約94億4千万円を見込んでいることから、第7期と同様に基金を充当することで介護保険料の上昇の抑制を図る必要がある。

一方、第8期において介護保険料や基金が不足し、都の基金(東京都財政安定化基金)からの借り入れを行った場合、第9期の介護保険料で返済する必要があるため、第9期の介護保険料が大幅に上昇する可能性がある。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、今後3年間の認定者数、介護サービスの利用状況及び第1号被保険者の所得状況等に関して多くの不確定要素が現時点で見込まれていることから基金残高の一部を留保した上で、残りの基金残高の約57億7千万円を充当した。

5 第8期の介護保険料の設定（詳細は別紙1参照）

(1) 第8期の介護保険料

基準額(第6段階)：月額6,180円(年額74,160円)

参考 第7期 月額6,450円(年額77,400円) 第7期比：月額△270円

(2) 第7期との変更点

- ① 低所得者等へ配慮するため、保険料率の一部を変更する。
第4段階（保険料率 0.70→0.65）、第5段階（保険料率 0.90→0.85）
- ② 区独自の保険料負担の減額制度を拡充する。
第3段階（保険料率 0.5→0.4） 第4段階は変更なし（保険料率 0.5）
- ③ 国が示す第8期の標準保険料段階の基準所得金額に沿って、第8段階～第10段階を区分する基準所得金額の一部を変更する。
- ④ 税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正に対応する。
ア) 第1号被保険者の合計所得金額の計算において、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。（平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除の10万円引き下げ及び基礎控除の10万円引き上げへの対応）
イ) 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を追加する。

(3) 基金の活用

基金のうち、約57億7千万円を第8期の保険料収入へ充当し保険料の上昇を抑制した。その結果、保険料（基準額）を約806円引き下げる効果があった。

参考：令和2年度末基金残高見込み（最終補正予算後） 約94億4千万円

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年 2月～3月 第1回区議会定例会（介護保険条例の一部を改正する条例提案）
4月1日 改正介護保険条例の施行

第 8 期における第 1 号被保険者の保険料段階と保険料 (案)

第 8 期 (令和 3 年度～令和 5 年度)					第 7 期 (令和 2 年度)		人口 構成 比		
段階	所得段階区分 () は第 7 期基準		国料率	区料率	年額保険料 (円)	区料率		年額保険料 (円)	
1	非 課 税 世 帯	本人 非 課 税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.30 [0.50]	0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220	2.7%
2					0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220	15.5%
3			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 え120万円以下の方	0.50 [0.75]	0.50 [0.65] (0.40)	37,080 (29,664)	0.50 [0.65] (0.50)	38,700 (38,700)	6.5%
4			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が120万円を超 える方	0.70 [0.75]	0.65 [0.70] (0.50)	48,204 (37,080)	0.70 [0.75] (0.50)	54,180 (38,700)	6.2%
5	課 税 世 帯	本人 課 税	本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方	0.90	0.85	63,036	0.90	69,660	13.5%
6			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 える方	基準額 1.00	基準額 1.00	74,160 月額6,180	基準額 1.00	77,400 月額6,450	11.6%
7			合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.15	85,284	1.15	89,010	11.1%
8			合計所得金額が120万円以上 210(200)万円未満の方	1.30	1.25	92,700	1.25	96,750	12.7%
9			合計所得金額が210(200)万円以上 320(300)万円未満の方	1.50	1.40	103,824	1.40	108,360	7.1%
10			合計所得金額が320(300)万円以上 400万円未満の方	1.70	1.60	118,656	1.60	123,840	3.1%
11			合計所得金額が400万円以上500 万円未満の方		1.70	126,072	1.70	131,580	2.9%
12			合計所得金額が500万円以上700 万円未満の方		1.90	140,904	1.90	147,060	2.3%
13			合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方		2.30	170,568	2.30	178,020	1.7%
14			合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の方		2.70	200,232	2.70	208,980	1.2%
15	合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満の方	3.20	237,312		3.20	247,680	0.8%		
16	合計所得金額が2,500万円以上 3,500万円未満の方	3.70	274,392		3.70	286,380	0.3%		
17	合計所得金額が3,500万円以上の 方	4.20	311,472	4.20	325,080	0.8%			

- ※ 1 料率の[]内は、消費税率の引き上げによる財源を活用した保険料軽減前の数字。
 ※ 2 料率及び保険料の()内は、区による独自軽減後の数字。
 ※ 3 第 7 期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和 2 年度の料率、金額を掲載している。
 ※ 4 第 1～第 6 段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

第 7 期の保険料設定時の見込み量と実績について

1. 第 1 号被保険者数の状況（各年度 9 月末）

平成 29 年 7 月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに住所地特例対象者数を加味し見込んだところ、概ね計画通り推移している。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
7 期計画 A				184,581	186,216	188,083
実績 B	177,857	180,719	182,505	183,939	185,044	186,381
B 前年度比		1.6%	1.0%	0.8%	0.6%	0.7%
B/A				99.7%	99.4%	99.1%

2. 要介護・要支援認定者数の状況（各年度 9 月末）

過去 5 年（平成 25～29 年度）の年齢階層別の認定率等をもとに第 7 期の認定者数を見込んだが、平成 30 年度以降の認定者数の伸び率は低い状況が続いている。その要因の一つとして、年齢階層別の認定率が低下している状況があり、特に 75～84 歳の年齢階層においてその傾向が顕著に表れている。

また、要介護度別の認定者数の状況を見ると、全体の認定者数は増加しているが、「要介護 5」の人数は横ばいの状態が継続している。また、要介護度のうち、「要支援 1～要介護 2」と「要介護 3～5」の認定者の割合を見ると、「要支援 1～要介護 2」の割合が増加している。

第 7 期計画策定時の実績

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定者数	33,322	35,197	36,387	37,500	38,345	39,525
前年度比	5.9%	5.6%	3.4%	3.1%	2.3%	3.1%

第 7 期計画の見込み量と実績（各年度 9 月末）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
7 期計画 A	41,243	42,438	43,695
A の前年度比	4.3%	2.9%	3.0%
実績 B	40,291	40,853	41,138
B の前年度比	1.9%	1.4%	0.7%

※平成 28 年度以降は事業対象者数を含む。

年齢階層別の認定率（各年度9月末）

事業対象者は含まない

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
65～74歳	4.3%	4.4%	4.4%	4.5%	4.3%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
75～79歳	14.5%	15.1%	<u>15.2%</u>	<u>14.7%</u>	14.0%	13.7%	13.5%	13.2%	13.1%
80～84歳	32.4%	<u>33.0%</u>	<u>32.8%</u>	32.6%	31.4%	31.0%	30.5%	30.1%	28.7%
85～89歳	54.8%	55.8%	56.5%	<u>56.9%</u>	<u>56.0%</u>	56.0%	55.3%	55.1%	53.4%
90歳以上	79.6%	80.4%	80.7%	80.7%	80.2%	79.9%	80.0%	80.2%	80.4%
第1号被保険者	19.8%	20.3%	20.5%	20.7%	20.6%	20.9%	21.1%	21.3%	21.3%

要介護・要支援認定者数（要介護度別）

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要支援1	4,959	5,196	5,229	5,304	5,002	5,114	5,132	5,202	5,253
要支援2	4,060	4,360	4,572	4,551	4,582	4,744	5,140	5,553	5,741
要介護1	5,522	6,253	6,716	7,431	7,501	7,753	7,738	7,297	7,087
要介護2	6,038	6,179	6,355	6,545	6,814	6,810	7,164	7,624	7,811
要介護3	4,457	4,546	4,870	4,918	5,106	5,346	5,309	5,258	5,368
要介護4	4,096	4,437	4,475	4,575	4,736	4,831	4,863	4,984	4,964
要介護5	4,190	4,226	4,170	4,176	4,242	4,213	4,202	4,176	4,175
認定計	33,322	35,197	36,387	37,500	37,983	38,811	39,548	40,094	40,399
事業対象者	-	-	-	-	362	714	743	759	739
合計	33,322	35,197	36,387	37,500	38,345	39,525	40,291	40,853	41,138

要介護度の構成割合

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要支援1～ 要介護2	61.8%	62.5%	62.9%	63.5%	62.9%	62.9%	63.7%	64.0%	64.1%
要介護3～ 要介護5	38.2%	37.5%	37.1%	36.5%	37.1%	37.1%	36.3%	36.0%	35.9%

3. 保険給付費の状況

過去の実績を踏まえるとともに、制度改正や介護報酬改定等を反映して下記の通り第7期の保険給付費を推計したが、保険給付費の実績は計画を下回っている。その要因としては認定者数が見込みより増加していないこと、特に、要介護度の高い認定者の乖離が大きいことが影響している。このため、財源である介護保険料の必要総額も減少し、その結果、介護給付費準備基金の積立額が増えている状況にある。

第7期計画策定時の実績

単位：百万円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
						見込み	実績
総給付費	45,390	48,092	50,648	51,799	52,021	55,166	53,305
前年度比	7.9%	6.0%	5.3%	2.3%	0.4%	6.0%	2.5%

第7期計画の見込み量と実績

単位：百万円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
7期計画 A	59,989	64,721	69,381
Aの前年度比	8.7%	7.9%	7.2%
実績 B	53,994	55,420	(見込み) 58,579
Bの前年度比	1.3%	2.6%	5.7%

介護給付費準備基金の状況

単位：百万円

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3,008	3,750	5,585	6,972	9,444

(令和2年度は最終補正予算後の見込み額)

第 8 期の介護保険料設定のための推計

1. 介護サービス費の見込み

(1) 被保険者数の推計

平成 29 年 7 月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに、令和 2 年度までの推計値と実績の乖離の分析及び住所地特例対象者数を加味し、性別・年齢階層別に各年度の被保険者数を推計した。

65 歳以上の第 1 号被保険者数のうち、前期高齢者（65～74 歳）は令和 4 年度以降減少するが、75 歳以上の後期高齢者は増加するため、第 1 号被保険者の合計人数は引き続き増加することを見込んでいる。

また、40 歳～64 歳の第 2 号被保険者も同様に増加することを見込んでいる。

		被保険者数						単位：人
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
第 1 号被保険者		183,939	185,044	186,381	187,909	189,165	190,713	195,265
	前期高齢者	87,609	86,483	86,830	87,177	84,899	82,707	81,978
	後期高齢者	96,330	98,561	99,551	100,732	104,266	108,006	113,287
	75～79 歳	34,633	36,246	35,723	35,095	37,057	39,392	43,302
	80～84 歳	28,696	28,206	28,007	28,476	28,820	29,658	30,076
	85～89 歳	19,843	20,254	21,188	21,865	22,281	22,149	21,737
	90 歳以上	13,158	13,855	14,633	15,296	16,108	16,807	18,172
第 2 号被保険者		328,718	334,907	340,413	345,088	348,809	351,540	356,915
合 計		512,657	519,951	526,794	532,997	537,974	542,253	552,180

※平成 30～令和 2 年度は 9 月末実績、令和 3 年度以降は 10 月 1 日現在見込み。

※第 1 号被保険者：65 歳以上、前期高齢者：65～74 歳、後期高齢者：75 歳以上

第 2 号被保険者：40～64 歳

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

過去の動向等を踏まえ、性別・年齢階層別の「認定率」を推計した上で、各年度の被保険者数と認定率を乗じて要介護度別の認定者数を推計した。

第1号被保険者の中でも認定率の高い年齢階層の人数が増える見込みから、令和3年度以降も要介護・要支援者認定者数は増加し、全体の認定率は上昇することを見込んでいる。一方、年齢階層別の認定率のうち、75歳～89歳の認定率は低下傾向にある。この傾向は様々な要因が考えられるが、第8期計画においては、計画目標に「国民の健康寿命を延ばす」を掲げ、「自立支援・介護予防・重度化防止」に重点的に取り組んでいくことを踏まえ、令和3年度以降も75歳～89歳の認定率は低下傾向が継続していくと見込んでいる。

なお、令和2年度の認定者数は、前年度比で増加が少ない状況にあり、年齢階層別の認定率では大きく下がっている階層があるが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、一時的に減少した可能性が考えられることから、令和3年度以降の認定者数は令和元年度までの実績（認定率）をもとに推計した。

要介護・要支援認定者数（要介護度別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1	5,132	5,202	5,253	5,305	5,398	5,469	5,566
要支援2	5,140	5,553	5,741	6,122	6,330	6,477	6,659
要介護1	7,738	7,297	7,087	7,350	7,406	7,458	7,543
要介護2	7,164	7,624	7,811	8,070	8,367	8,627	9,073
要介護3	5,309	5,258	5,368	5,402	5,490	5,564	5,666
要介護4	4,863	4,984	4,964	5,140	5,280	5,422	5,680
要介護5	4,202	4,176	4,175	4,112	4,170	4,245	4,379
認定者計	39,548	40,094	40,399	41,501	42,441	43,262	44,566
前年度比	—	1.4%	0.8%	2.7%	2.3%	1.9%	—
事業対象者	743	759	739	750	750	750	750

※平成30～令和2年度は9月末実績、令和3年度以降は10月1日現在見込み。

要介護度の構成割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1～ 要介護2	63.7%	64.0%	64.1%	64.7%	64.8%	64.8%	64.7%
要介護3～ 要介護5	36.3%	36.0%	35.9%	35.3%	35.2%	35.2%	35.3%

要介護・要支援認定者数（年齢階層別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
40～64歳	729	767	772	777	788	795	808
65～74歳	3,890	3,774	3,829	3,813	3,688	3,532	3,381
75～79歳	4,666	4,796	4,681	4,462	4,708	5,016	5,534
80～84歳	8,764	8,483	8,037	8,345	8,368	8,605	8,770
85～89歳	10,974	11,163	11,308	11,871	11,978	11,816	11,448
90歳以上	10,525	11,111	11,772	12,233	12,911	13,498	14,625
第1号計	38,819	39,327	39,627	40,724	41,653	42,467	43,758
合計	39,548	40,094	40,399	41,501	42,441	43,262	44,566

要介護・要支援 年齢階層別認定率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
40～64歳	—	—	—	—	—	—	—
65～74歳	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	4.1%
75～79歳	13.5%	13.2%	13.1%	12.7%	12.7%	12.7%	12.8%
80～84歳	30.5%	30.1%	28.7%	29.3%	29.0%	29.0%	29.2%
85～89歳	55.3%	55.1%	53.4%	54.3%	53.8%	53.3%	52.7%
90歳以上	80.0%	80.2%	80.4%	80.0%	80.2%	80.3%	80.5%
第1号計	21.1%	21.3%	21.3%	21.7%	22.0%	22.3%	22.4%

※認定率は、年齢階層別の要介護・要支援認定者数/被保険者数で計算した。

（3）給付費の見込み

① 総給付費（介護給付費＋予防給付費）の見込み

施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）の見込み量は、過去の要介護・要支援認定者別の利用状況を分析するとともに、「世田谷区介護施設等整備計画」（以下、「施設等整備計画」）に基づく介護施設等の整備目標を踏まえて推計した。

居宅・地域密着型サービス等の見込み量は、要介護・要支援認定者数に対するサービス利用者数の割合や一人あたりのサービス利用回数・給付費等の実績を分析し、推計した。また、「施設等整備計画」の整備目標を踏まえて、他のサービスの見込み量を調整した。

② 標準給付費の見込み

各サービスの見込み量に、介護報酬改定の影響等を反映して推計した総給付費に、過去の実績や介護保険制度改正の影響を踏まえて見込んだ特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせて標準給付費を推計した。

標準給付費の見込み

単位：百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	59,614	61,639	63,494	65,802
特定入所者介護サービス費	850	803	817	819
高額介護サービス費	2,490	2,706	3,027	3,170
高額医療合算介護サービス費	432	469	510	567
審査支払手数料	74	77	80	84
合計（標準給付費）	63,461	65,694	67,927	70,443

【標準給付費の見込みに反映した主な改正内容】

- ・介護報酬改定　＋約0.7%
- ・特定入所者介護（介護予防）サービス費の利用者負担段階区分の細分化（4段階→5段階）及び要件となる預貯金額等の基準の見直し
- ・高額介護（予防）サービス費のうち、現役並み所得者がいる世帯の自己負担上限額が細分化し、一部の上限額を見直し

2. 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する区の実施サービスである。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、適切にサービスを提供するために必要なサービス量を推計した。

地域支援事業費の見込み

単位：百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,886	1,942	2,000	2,082
包括的支援事業及び任意事業	1,189	1,195	1,211	1,228
合計	3,075	3,138	3,211	3,310